

- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- ウ 運転免許証の写し
- エ 審査申請書には写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成16年2月12日(木)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

㊦ 技能検定員審査(普通)	20,500円
㊧ 技能検定員審査(大型、大特、又は牽引)	14,750円
㊨ 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)	22,050円

イ 教習指導員審査

㊦ 教習指導員審査(普通)	12,150円
㊧ 教習指導員審査(大型、大特、又は牽引)	9,850円
㊨ 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)	12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にとっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター

正 誤

平成14年2月7日付け長野県告示第66号「保安林の指定」

中

ページ	行	誤	正
100	22	567の2、570、571の2	567の2、571の2
101	13	570、571の2	571の2
102	5	567の2、570、571の2	567の2、571の2